

学術情報メディアセンター協議員会運営内規

[平成17年3月8日協議員会決定]

第1条 この内規は、京都大学学術情報メディアセンター協議員会規程(平成16年2月16日協議員会決定。以下「協議員会規程」という。)第6条の規定に基づき、学術情報メディアセンター(以下「センター」という。)の協議員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議員の選出)

第2条 協議員会規程第2条第1項第4号のセンター長の委嘱した者とは、次の第1号及び第2号の部局から推薦のあった京都大学の教授及びセンターの併任教授(ただし、京都大学の専任教授に限る。)とする。

(1) 次の各部局からそれぞれ1名とする。

工学研究科、情報学研究科、農学研究科及び人間・環境学研究科

(2) 次の①～④の各グループからそれぞれ1名とする。

① 理学研究科、医学研究科、薬学研究科

② 法学研究科、文学研究科、経済学研究科、教育学研究科

③ エネルギー科学研究科、生命科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、地球環境学学

④ 附置研究所・センター、附属図書館、総合博物館

(3) グループ内での協議員の選出方法はグループ内の部局間の協議に任せる。

(指定する事項)

第3条 協議員会規程第4条第3項の指定する事項とは、以下の事項をいう。

① センターの教員(客員教員、特定有期雇用教員及び助教を除く。)の選考開始の要請に関する事項

② センターの組織改編に関する事項

(教員会議)

第4条 センターの管理運営に関する事項に迅速に対応するため、学術情報メディアセンター教員会議(以下「教員会議」という。)を置く。

2 教員会議の構成員は、センター長及びセンターの専任の教授とする。

3 センター長は教員会議を招集し、議長となる。

4 協議員会は、次に掲げる事項の審議を教員会議に付託又は委任する。

(1) 付託する事項

① センター長候補者の推薦に関する事項

② センターの規程の制定改廃に関する事項

③ センターの組織改編に関する事項

(2) 委任する事項

①助教の選考開始の要請に関する事項

②客員教員、特定有期雇用教員の選考に関する事項

③教員の兼務に関する事項

④教員の兼業に関する事項

⑤協議員会に係る内規及び申し合わせを除く内規、申し合わせの制定改廃に関する事項

⑥概算要求に関する事項

⑦予算・決算に関する事項

⑧外部資金の受け入れに関する事項

⑨センターの研究開発に関する事項

⑩その他センターの管理運営に関する事項

5 教員会議は、前項第2号の委任事項に関し、審議の状況、結果を教員会議議事録として協議員会にそのつど報告する。

6 その他教員会議に関し必要な事項は、教員会議が定める。

(教授選考)

第5条 教授を選考する必要があるときは、センター長は、協議員会に諮り、選考に関する諸条件を審議し、関連する学系の長に教員選考開始の要請を行う。

(准教授及び講師選考)

第6条 准教授及び講師(ただし、連携研究部門を除く。)を選考する必要があるときは、第5条の教授選考に関する規定を準用する。

2 連携研究部門の准教授及び講師教員の選考については、別に定める。

第7条 この内規に定めるもののほか、協議員会に関し必要な事項は、協議員会で定める。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

[中間の改正内規の附則は、省略した。]

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に教員の採用又は昇任のための選考を開始した場合の当該選考の
手続については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。